基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月十二日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月二十三日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

株式会社パワーソリューションズ

代表取締役　佐藤　成信

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年三月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月二十三日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番二号

株式会社ＪＳコンサルティング

代表取締役　寺田　昇平

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月二十三日

東京都新宿区北山伏町一番一一号

株式会社キャンディル

代表取締役　林　晃生

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月二十三日

千葉県船橋市潮見町一六番地二号

第一熱処理工業株式会社

代表取締役　曽根　光彰

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月二十三日

東京都墨田区亀沢一丁目二六番四号

システム計測株式会社

代表取締役　久保　豊

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月二十三日

東京都板橋区志村三丁目二番八号

司精機株式会社

代表取締役　栽松壮一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月二十三日

富山県射水市大江一一三三番地

立山化成株式会社

代表取締役　片口　真

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月二十三日

愛知県豊橋市つつじが丘二丁目一六番地の三

株式会社ユー・ティー・エム

代表取締役　牧　重光

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月二十三日

長崎県佐世保市千尽町六番一六号

株式会社池田工業

代表取締役社長　池田　晃寿

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月二十三日

沖縄県浦添市城間一丁目二番一号

株式会社アイ・ラーニング

代表取締役社長　加納　滋徳

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成三十年四月二日です。

平成三十年二月二十三日

沖縄県浦添市城間一丁目二番一号

株式会社アイ・ラーニング

代表取締役社長　加納　滋徳

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月二日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月二十三日

沖縄県浦添市城間一丁目二番一号

株式会社アイ・ラーニング

代表取締役社長　加納　滋徳

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社山形銀行と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日である平成三十年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月二十三日

山形市七日町三丁目一番二号

山銀ビジネスサービス株式会社

代表取締役　谷口　茂樹

限定承認公告

本籍札幌市白石区南郷通八丁目北二番地、最後の住所北海道北広島市松葉町四丁目七番地

三　被相続人　亡　二口　慶三

右被相続人は平成三十年一月十二日死亡し、その相続人は平成三十年二月十五日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

北海道北広島市松葉町四丁目七―三

相続財産管理人　二口　直樹

限定承認公告

本籍仙台市太白区坪沼字北ノ中七三番地、最後の住所仙台市太白区人来田二丁目一七番七号　被相続人　亡　嶺岸　克樹

右被相続人は平成二十九年十月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年二月九日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

仙台市太白区人来田二丁目一七番七号

相続財産管理人　嶺岸　和江

限定承認公告

本籍東京都杉並区方南二丁目四九七番地、最後の住所東京都北区豊島五丁目五番八―六三七号　被相続人　亡　江波戸弘巳

右被相続人は平成三十年一月八日死亡し、その相続人は平成三十年二月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

東京都北区豊島五丁目二番五〇―三二二号

コスモ王子ガーデンズ

限定承認者　船橋すぎな

限定承認公告

本籍熊本県熊本市南区御幸笛田一丁目六番、最後の住所熊本県熊本市南区御幸笛田一丁目六番七二号　被相続人　亡　神　絵理子

右被相続人は平成二十九年十月二十八日死亡し、その相続人は平成三十年二月十五日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

熊本県熊本市南区御幸笛田一丁目六番七二号

相続財産管理人　神　文治